

平成 25 年 2 月 1 日

上越市生活環境課

## 家庭ごみ集積所の設置基準

### 1. 目的

本基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二の定めに基づき市が実施する家庭系廃棄物（以下、「家庭ごみ」という。）の収集運搬及び処分に係る事務の適正な執行を確保するとともに、地域の自主的な活動の下で市民の生活環境の保全が図られるよう家庭ごみを排出する集積所（以下、「ごみ集積所」という。）の設置に関する事項を次のとおり定める。

### 2. 設置許可

- (1) ごみ集積所は町内会が市へ申請し、許可を受けて設置するものとする。
- (2) 集合住宅等の新築等により、その所有者、管理者又は入居予定者（以下、「管理者等」という。）が、ごみ集積所の設置について町内会と協議した結果、申請の承諾を得られない場合は、管理者等は市と協議することができる。また、市は管理者等から協議の申し出があった際、関係町内会から申請を承諾しないことについて意見を聴取するものとする。
- (3) 市は協議及び聴取した意見を斟酌し、家庭ごみ処分等事務の執行、管理者等の経済的負担又はその他家庭ごみの排出に関し不適切な状況が発生することが無いよう調整するものとする。

### 3. 設置申請

町内会は、ごみ集積所を新設又は大規模改修しようとする場合は、市に対し、使用予定日の概ね 20 日前までに、「ごみ集積所設置申請書」を提出するものとする。なお、市が申請内容について改善等を求めた場合は、速やかに対応するものとする。

### 4. 設置場所

- (1) 新設するごみ集積所は、概ね 25 世帯に 1 箇所を目安とし、用地は 1 箇所あたり 4 m<sup>2</sup>程度を確保するものとする。ただし、市は、上記の設置要件に満たない場合に

についても、周辺のごみ集積所の設置状況や地域の実情を考慮し、設置場所としての適否を判定するものとする。

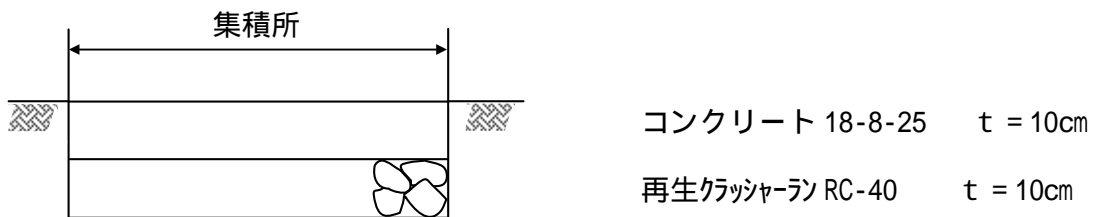
(2) 設置位置は、原則以下のとおりとする。

- ・幅員 4 m 以上で且つ除雪が行われる公道に面していること。
- ・公道と集積所の間、ごみ収集の障害となる柵等の設置がなく、可能な限り最短距離を結ぶ位置にあること。
- ・集積所の一部または全部が公道を占用する場合、あらかじめ道路管理者と協議を経て道路占用許可を受けること。
- ・橋梁上でないこと。
- ・交差点、横断歩道、道路の曲がり角から 5 m 以上離れること。
- ・安全地帯、バス停留所、踏切から 10 m 以上離れること。
- ・止むを得ない理由から、公道に面さない私有地内等にごみ集積所を設置する場合には、市と協議の上、土地所有者の使用同意書を提出すること。

## 5. 設備基準

(1) 新設するごみ集積所の構造は周辺の公衆衛生保全のため、原則として下記の図のとおりとするものとする。

【構造図】



(2) 設置するごみ集積所は、次の機能を有するものとする。

側面及び上部が金網等で囲われているなど堅固な構造であること。

投入口及び取出口が大きく、ごみの投入及び収集を容易に行うことができるようにすること。

ごみの飛散を防止する機能を有すること。

その他、ごみ集積所周辺の美化や雨雪対策を講じること。

## 6. 維持管理

ごみ集積所の維持管理は、設置責任者である町内会において適正に行うものと

する。また、集合住宅等の所有者又は管理者若しくは入居者による自主管理組織の長等これに類する者は、入居者に対して市民の責務である適正なごみの分別と排出方法を徹底させるものとする。